

愛がん鳥に鳥インフルエンザウイルスへの感染が疑われる場合の対応について

鳥インフルエンザの早期発見及び拡大防止のため、簡易検査キットの保管等に御協力をいただいていることに厚くお礼申し上げます。

診察時に鳥インフルエンザウイルスへの感染の疑いが生じた場合は、次のとおり対応いただくようお願いいたします。

1 対象動物

愛がん鳥（家きん及び野鳥以外の鳥類で、動物取扱業者又は市民が飼育している鳥。ただし、継続飼養している野鳥を含む）

2 キット保管の担当動物病院



市獣医師会から提出いただきました各区担当動物病院（各区1病院）に配布しています。

年度の途中で担当動物病院が変更になった際には、動物愛護センターまで御連絡と新たな担当動物病院へキットのお渡しをお願いいたします。

3 鳥インフルエンザ検査キット及び防護服等の保管管理

(1) 防護服（青バッグ）

動物愛護センターから各区の担当動物病院に防護服やゴーグル等を青色バッグに入れて1セットずつ配布しております。

青色バッグ 防護服	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザパンデミック対応 高性能感染防護衣・ デュポン タイベックソフトウェア・ 3M 9211 マスク・ 脚カバー・ ゴーグル・ 手袋（内側・外側）  
--------------	--

(2) 鳥インフルエンザ簡易検査キット

動物愛護センターにて購入した鳥インフルエンザ簡易検査キットを直接各区の担当動物病院にお渡ししています（簡易検査キットの使用期限が近くなった際には、新しい簡易検査キットを再配布します）。1℃から30℃で保存してください。

キット	鳥インフルエンザ簡易検査キット（エスプライン A&B インフルエンザ（1キット）） 使用期限：2026年6月
-----	---

4 愛がん鳥で鳥インフルエンザウイルスへの感染が疑われる場合の対応

愛がん鳥について、患畜の診察等により鳥インフルエンザウイルスへの感染が疑われる場合には、すみやかに区生活衛生課に御連絡ください。

また、各区の担当動物病院保有の簡易検査キットにて検査等をお願いいたします。

(1) 患畜の診察等を行った獣医師が横浜市獣医師会会員の場合

簡易検査キット及び防護服一式を各区の担当動物病院より、直接お受け取りのうえ、往診、簡易検査、検体採取および検体確保への御協力をお願いします。

以降の対応等については、動物愛護センター又は区生活衛生課から連絡させていただきます。

(2) 飼い主から直接区生活衛生課に相談があった場合

かかりつけ動物病院がある場合は、かかりつけ動物病院を受診するよう御案内します。かかりつけ動物病院が、横浜市獣医師会会員の動物病院の場合は、(1)に準じて御対応いただくようお願いいたします。横浜市獣医師会会員以外の動物病院の場合は、区生活衛生課又は動物愛護センターが当該動物病院と検査について直接調整を行いますので、担当動物病院に御対応いただくことはありません。

かかりつけ動物病院がない場合は、区生活衛生課から飼い主の居住区の担当動物病院に連絡・調整の上、飼い主に担当動物病院を御案内いたします。担当動物病院は、飼い主から連絡が入りましたら、お手数ですが患畜の状況を御確認していただき、往診、簡易検査、検体採取および検体確保に御協力をお願いいたします。

5 簡易検査等により遺伝子検査、確定検査が必要となった場合

簡易検査の結果等により遺伝子検査や確定検査が必要な状況であれば、動物愛護センターに御連絡ください。すみやかに職員が検査を行った動物病院に伺い、その場で検体をお引き取りいたします。

6 その他の動物に関するお問い合わせ先

家さんに関する検査の御相談は、みどり環境局農業振興課担い手担当（電話 045-711-0637）に御連絡ください。

学校の飼育動物に関する検査の御相談は、教育委員会事務局学校教育部人権健康教育課（電話 045-671-3275）に御連絡ください。

担当：横浜市動物愛護センター
愛護推進係 渡邊、関根、吉本
電話 045-471-2111、FAX045-471-2133